

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編) 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																						
共通																									
	<u>すべて</u> <u>概</u> ね <u>1ヶ</u> 月	<u>全</u> て <u>おおむ</u> ね <u>1か</u> 月	・記載の適正化																						
第1章 総則																									
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等																									
2	第1 2 気象 (気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～ <u>2023</u> 年 12 月、今津および長浜 1978 年 11 月～ <u>2023</u> 年 12 月)	第1 2 気象 (気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～ <u>2024</u> 年 12 月、今津および長浜 1978 年 11 月～ <u>2024</u> 年 12 月)	・統計期間の修正																						
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲																									
8	別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市[㊦] <table><tr><th>事業所名[㊦]</th><th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市[㊦]</th></tr><tr><td>敦賀発電所（2号炉）[㊦]</td><td>長浜市、高島市[㊦]</td></tr><tr><td><u>高速増殖原型炉もんじゅ</u>[㊦]</td><td><u>長浜市、高島市</u>[㊦]</td></tr><tr><td>美浜発電所（3号炉）[㊦]</td><td>長浜市、高島市[㊦]</td></tr><tr><td>大飯発電所（3・4号炉）[㊦]</td><td>高島市[㊦]</td></tr><tr><td>高浜発電所[㊦]</td><td>高島市[㊦]</td></tr></table> ※敦賀発電所1号炉、美浜発電所1・2号炉、大飯発電所1・2号炉<u>および</u>新型転換炉原型炉ふげんは、冷却告示（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へおよびち並びに第十四条の表へおよびちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 27 年 原子力規制委員会告示第 14 号、平成 30 年2月 15 日 原子力規制委員会告示第3号<u>および</u>令和2年 12 月 16	事業所名 [㊦]	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 [㊦]	敦賀発電所（2号炉） [㊦]	長浜市、高島市 [㊦]	<u>高速増殖原型炉もんじゅ</u> [㊦]	<u>長浜市、高島市</u> [㊦]	美浜発電所（3号炉） [㊦]	長浜市、高島市 [㊦]	大飯発電所（3・4号炉） [㊦]	高島市 [㊦]	高浜発電所 [㊦]	高島市 [㊦]	別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市[㊦] <table><tr><th>事業所名[㊦]</th><th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市[㊦]</th></tr><tr><td>敦賀発電所（2号炉）[㊦]</td><td>長浜市、高島市[㊦]</td></tr><tr><td>美浜発電所（3号炉）[㊦]</td><td>長浜市、高島市[㊦]</td></tr><tr><td>大飯発電所（3・4号炉）[㊦]</td><td>高島市[㊦]</td></tr><tr><td>高浜発電所[㊦]</td><td>高島市[㊦]</td></tr></table> ※敦賀発電所1号炉、美浜発電所1・2号炉、大飯発電所1・2号炉、<u>新型転換炉原型炉ふげん</u><u>および高速増殖原型炉もんじゅ</u>は、冷却告示（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へおよびち並びに第十四条の表へおよびちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 27 年 <u>12 月3日</u>原子力規制委員会告示第 14 号、平成 30 年2月 15 日原子力規制委員会	事業所名 [㊦]	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 [㊦]	敦賀発電所（2号炉） [㊦]	長浜市、高島市 [㊦]	美浜発電所（3号炉） [㊦]	長浜市、高島市 [㊦]	大飯発電所（3・4号炉） [㊦]	高島市 [㊦]	高浜発電所 [㊦]	高島市 [㊦]	・原子力規制委員会告示の一部改正により高速増殖炉もんじゅに係る県内の UPZ を削除
事業所名 [㊦]	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 [㊦]																								
敦賀発電所（2号炉） [㊦]	長浜市、高島市 [㊦]																								
<u>高速増殖原型炉もんじゅ</u> [㊦]	<u>長浜市、高島市</u> [㊦]																								
美浜発電所（3号炉） [㊦]	長浜市、高島市 [㊦]																								
大飯発電所（3・4号炉） [㊦]	高島市 [㊦]																								
高浜発電所 [㊦]	高島市 [㊦]																								
事業所名 [㊦]	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 [㊦]																								
敦賀発電所（2号炉） [㊦]	長浜市、高島市 [㊦]																								
美浜発電所（3号炉） [㊦]	長浜市、高島市 [㊦]																								
大飯発電所（3・4号炉） [㊦]	高島市 [㊦]																								
高浜発電所 [㊦]	高島市 [㊦]																								

頁	修正前	修正後	修正理由
8	日原子力規制委員会告示第 12 号))によりUPZが5 km となったことから、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市はない。	告示第3号、令和2年 12 月 16 日原子力規制委員会告示第 12 号および令和7年5月19日原子力規制委員会告示第4号))によりUPZが5km となったことから、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市はない。	
第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル(EAL)			
9	第1 基本的な考え方 (略) 3 施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第 10 条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。 この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。 4 全面緊急事態 全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避または最小化するた	第1 基本的な考え方 (略) 3 施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始し、UPZにおいては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第 10 条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。 この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。 4 全面緊急事態 全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避または最小化するた	・原子力災害対策指針の改正による

頁	修正前	修正後	修正理由												
9	め、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第 15 条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。 この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国および地方公共団体は、<u>UPZ内</u>において、基本的に<u>全ての</u>住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、<u>UPZ内</u>においても、<u>PAZ内</u>と同様、避難等の予防的防護措置を講じること<u>も必要である</u>。	め、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第 15 条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。 この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国および地方公共団体は、<u>UPZ</u>において、基本的に<u>すべての</u>住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、<u>UPZ</u>においても、<u>PAZ</u>と同様、避難等の予防的防護措置を講じること<u>が必要となる場合がある</u>。													
第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱															
14	8 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>2 近畿財務局 (大津財務事務所)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	2 近畿財務局 (大津財務事務所)	(略)	8 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td><u>2 近畿管区行政評価局</u> <u>(滋賀行政監視行政相談センター)</u></td><td><u>(1) 被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動</u></td></tr><tr><td><u>3 近畿財務局</u> (大津財務事務所)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(以下 12 までを1ずつ繰り下げる)</td><td></td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	<u>2 近畿管区行政評価局</u> <u>(滋賀行政監視行政相談センター)</u>	<u>(1) 被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動</u>	<u>3 近畿財務局</u> (大津財務事務所)	(略)	(以下 12 までを1ずつ繰り下げる)		・令和7年6月 10 日付けで指定地方行政機関に指定されたため
機関名	処理すべき事務または業務の大綱														
2 近畿財務局 (大津財務事務所)	(略)														
機関名	処理すべき事務または業務の大綱														
<u>2 近畿管区行政評価局</u> <u>(滋賀行政監視行政相談センター)</u>	<u>(1) 被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動</u>														
<u>3 近畿財務局</u> (大津財務事務所)	(略)														
(以下 12 までを1ずつ繰り下げる)															

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																
14	10 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)</td><td>(1) 原子力災害時における有線通信の確保</td></tr></table> <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>日本通運株式会社 (大津支店)</td><td>(1) 災害対策用物資の輸送</td></tr><tr><td>関西電力株式会社</td><td>(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正</td></tr><tr><td>日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)</td><td>(2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営</td></tr><tr><td>国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td><td>(3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備</td></tr><tr><td>高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん</td><td>(4) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検</td></tr><tr><td></td><td>(5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施</td></tr><tr><td></td><td>(6) 関係機関との連携</td></tr><tr><td></td><td>(7) 緊急時における通報および報告</td></tr><tr><td></td><td>(8) 緊急時における応急措置</td></tr><tr><td></td><td>(9) 緊急事態応急対策</td></tr><tr><td></td><td>(10)原子力災害事後対策の実施</td></tr><tr><td></td><td>(11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力</td></tr><tr><td>独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)</td><td>(1) 琵琶湖開発施設の防災管理</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	日本通運株式会社 (大津支店)	(1) 災害対策用物資の輸送	関西電力株式会社	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正	日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)	(2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備	高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん	(4) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検		(5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施		(6) 関係機関との連携		(7) 緊急時における通報および報告		(8) 緊急時における応急措置		(9) 緊急事態応急対策		(10)原子力災害事後対策の実施		(11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力	独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)	(1) 琵琶湖開発施設の防災管理	10 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>N T T西日本株式会社 (滋賀支店)</td><td>(1) 原子力災害時における有線通信の確保</td></tr></table> <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>独立行政法人水資源機構 (琵琶湖総合管理所)</td><td>(1) 琵琶湖開発施設の防災管理</td></tr><tr><td>日本通運株式会社 (大津支店)</td><td>(1) 災害対策用物資の輸送</td></tr><tr><td>関西電力株式会社</td><td>(10) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正</td></tr><tr><td>日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)</td><td>(11) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営</td></tr><tr><td>国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td><td>(12) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備</td></tr><tr><td>高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん</td><td>(13) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検</td></tr><tr><td></td><td>(14) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施</td></tr><tr><td></td><td>(15) 関係機関との連携</td></tr><tr><td></td><td>(16) 緊急時における通報および報告</td></tr><tr><td></td><td>(17) 緊急時における応急措置</td></tr><tr><td></td><td>(18) 緊急事態応急対策</td></tr><tr><td></td><td>(10)原子力災害事後対策の実施</td></tr><tr><td></td><td>(11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	N T T西日本株式会社 (滋賀支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	独立行政法人水資源機構 (琵琶湖総合管理所)	(1) 琵琶湖開発施設の防災管理	日本通運株式会社 (大津支店)	(1) 災害対策用物資の輸送	関西電力株式会社	(10) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正	日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)	(11) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(12) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備	高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん	(13) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検		(14) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施		(15) 関係機関との連携		(16) 緊急時における通報および報告		(17) 緊急時における応急措置		(18) 緊急事態応急対策		(10)原子力災害事後対策の実施		(11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力	・組織名変更による修正 ・他編との整合
機関名	処理すべき事務または業務の大綱																																																																		
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保																																																																		
機関名	処理すべき事務または業務の大綱																																																																		
日本通運株式会社 (大津支店)	(1) 災害対策用物資の輸送																																																																		
関西電力株式会社	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正																																																																		
日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)	(2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営																																																																		
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備																																																																		
高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん	(4) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検																																																																		
	(5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施																																																																		
	(6) 関係機関との連携																																																																		
	(7) 緊急時における通報および報告																																																																		
	(8) 緊急時における応急措置																																																																		
	(9) 緊急事態応急対策																																																																		
	(10)原子力災害事後対策の実施																																																																		
	(11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力																																																																		
独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)	(1) 琵琶湖開発施設の防災管理																																																																		
機関名	処理すべき事務または業務の大綱																																																																		
N T T西日本株式会社 (滋賀支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保																																																																		
機関名	処理すべき事務または業務の大綱																																																																		
独立行政法人水資源機構 (琵琶湖総合管理所)	(1) 琵琶湖開発施設の防災管理																																																																		
日本通運株式会社 (大津支店)	(1) 災害対策用物資の輸送																																																																		
関西電力株式会社	(10) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正																																																																		
日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)	(11) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営																																																																		
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(12) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備																																																																		
高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん	(13) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検																																																																		
	(14) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施																																																																		
	(15) 関係機関との連携																																																																		
	(16) 緊急時における通報および報告																																																																		
	(17) 緊急時における応急措置																																																																		
	(18) 緊急事態応急対策																																																																		
	(10)原子力災害事後対策の実施																																																																		
	(11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力																																																																		

頁	修正前		修正後		修正理由								
15	11 指定地方公共機関		11 指定地方公共機関		・近江鉄道線が令和 6 年 4 月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなったため ・指定地方公共機関への指定による								
	<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社</td><td>(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社		(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送	<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>近江鉄道株式会 社・<u>一般社団法人 近江鉄道線管理機 構</u> 京阪電気鉄道株式 会社 信楽高原鐵道株式 会社</td><td>(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	近江鉄道株式会 社・ <u>一般社団法人 近江鉄道線管理機 構</u> 京阪電気鉄道株式 会社 信楽高原鐵道株式 会社	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送		
	機関名	処理すべき事務または業務の大綱											
	近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送											
機関名	処理すべき事務または業務の大綱												
近江鉄道株式会 社・ <u>一般社団法人 近江鉄道線管理機 構</u> 京阪電気鉄道株式 会社 信楽高原鐵道株式 会社	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送												
<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	(新設)		<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td><u>滋賀県道路公社</u></td><td>(1) <u>原子力災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u></td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	<u>滋賀県道路公社</u>	(1) <u>原子力災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u>				
機関名	処理すべき事務または業務の大綱												
(新設)													
機関名	処理すべき事務または業務の大綱												
<u>滋賀県道路公社</u>	(1) <u>原子力災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u>												
第2章 災害事前対策													
第6節 災害応急体制の整備													
27	第 11 複合災害に備えた体制の整備		第 11 複合災害に備えた体制の整備		・複合災害発生時における要員不足が見込まれる可能性を考慮								
	県は国と連携し、複合災害(同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画を見直し備えを充実する。 また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分がで		県は国と連携し、複合災害(同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画を見直し備えを充実する。 また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分がで										

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																
27	きない可能性が ある ことに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。	きない可能性が 高い ことに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。																																																																																	
第 11 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備																																																																																			
34	第3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備 (略) 別表2 滋賀県原子力災害医療体制⁴ <table><thead><tr><th>区 分⁴</th><th>機関名⁴</th><th>所 在 地⁴</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">原子力災害拠点病院⁴</td><td>1 長浜赤十字病院【基幹】⁴</td><td>長浜市宮前町 14-7⁴</td></tr><tr><td>2 大津赤十字病院⁴</td><td>大津市長等一丁目 1-35⁴</td></tr><tr><td>3 滋賀医科大学医学部附属病院⁴</td><td>大津市瀬田月輪町⁴</td></tr><tr><td rowspan="14">原子力災害医療協力機関⁴</td><td>1 市立大津市民病院⁴</td><td>大津市本宮二丁目 9-9⁴</td></tr><tr><td>2 淡海医療センター⁴</td><td>草津市矢橋町 1660⁴</td></tr><tr><td>3 済生会滋賀県病院⁴</td><td>栗東市大橋二丁目 4-1⁴</td></tr><tr><td>4 公立甲賀病院⁴</td><td>甲賀市水口町松尾 1256⁴</td></tr><tr><td>5 近江八幡市立総合医療センター⁴</td><td>近江八幡市土田町 1379⁴</td></tr><tr><td>6 彦根市立病院⁴</td><td>彦根市八坂町 1882⁴</td></tr><tr><td>7 高島市民病院⁴</td><td>高島市勝野 1667⁴</td></tr><tr><td>8 市立長浜病院⁴</td><td>長浜市大茂亥町 313⁴</td></tr><tr><td>9 長浜市立湖北病院⁴</td><td>長浜市木之本町黒田 1221⁴</td></tr><tr><td>10 一般社団法人滋賀県医師会⁴</td><td>栗東市総一丁目 10-7⁴</td></tr><tr><td>11 一般社団法人滋賀県薬剤師会⁴</td><td>草津市笠山七丁目 4-52⁴</td></tr><tr><td>12 公益社団法人滋賀県看護協会⁴</td><td>草津市大路二丁目 11-51⁴</td></tr><tr><td>13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会⁴</td><td>大津市長等一丁目 1-35⁴</td></tr><tr><td>14 日本赤十字社滋賀県支部⁴</td><td>大津市京町四丁目 3-38⁴</td></tr></tbody></table>	区 分 ⁴	機関名 ⁴	所 在 地 ⁴	原子力災害拠点病院 ⁴	1 長浜赤十字病院【基幹】 ⁴	長浜市宮前町 14-7 ⁴	2 大津赤十字病院 ⁴	大津市長等一丁目 1-35 ⁴	3 滋賀医科大学医学部附属病院 ⁴	大津市瀬田月輪町 ⁴	原子力災害医療協力機関 ⁴	1 市立大津市民病院 ⁴	大津市本宮二丁目 9-9 ⁴	2 淡海医療センター ⁴	草津市矢橋町 1660 ⁴	3 済生会滋賀県病院 ⁴	栗東市大橋二丁目 4-1 ⁴	4 公立甲賀病院 ⁴	甲賀市水口町松尾 1256 ⁴	5 近江八幡市立総合医療センター ⁴	近江八幡市土田町 1379 ⁴	6 彦根市立病院 ⁴	彦根市八坂町 1882 ⁴	7 高島市民病院 ⁴	高島市勝野 1667 ⁴	8 市立長浜病院 ⁴	長浜市大茂亥町 313 ⁴	9 長浜市立湖北病院 ⁴	長浜市木之本町黒田 1221 ⁴	10 一般社団法人滋賀県医師会 ⁴	栗東市総一丁目 10-7 ⁴	11 一般社団法人滋賀県薬剤師会 ⁴	草津市笠山七丁目 4-52 ⁴	12 公益社団法人滋賀県看護協会 ⁴	草津市大路二丁目 11-51 ⁴	13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会 ⁴	大津市長等一丁目 1-35 ⁴	14 日本赤十字社滋賀県支部 ⁴	大津市京町四丁目 3-38 ⁴	第3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備 (略) 別表2 滋賀県原子力災害医療体制⁴ <table><thead><tr><th>区 分⁴</th><th>機関名⁴</th><th>所 在 地⁴</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">原子力災害拠点病院⁴</td><td>1 長浜赤十字病院【基幹】⁴</td><td>長浜市宮前町 14-7⁴</td></tr><tr><td>2 大津赤十字病院⁴</td><td>大津市長等一丁目 1-35⁴</td></tr><tr><td>3 滋賀医科大学医学部附属病院⁴</td><td>大津市瀬田月輪町⁴</td></tr><tr><td rowspan="15">原子力災害医療協力機関⁴</td><td>1 市立大津市民病院⁴</td><td>大津市本宮二丁目 9-9⁴</td></tr><tr><td>2 淡海医療センター⁴</td><td>草津市矢橋町 1660⁴</td></tr><tr><td>3 済生会滋賀県病院⁴</td><td>栗東市大橋二丁目 4-1⁴</td></tr><tr><td>4 公立甲賀病院⁴</td><td>甲賀市水口町松尾 1256⁴</td></tr><tr><td>5 近江八幡市立総合医療センター⁴</td><td>近江八幡市土田町 1379⁴</td></tr><tr><td>6 彦根市立病院⁴</td><td>彦根市八坂町 1882⁴</td></tr><tr><td>7 高島市民病院⁴</td><td>高島市勝野 1667⁴</td></tr><tr><td>8 市立長浜病院⁴</td><td>長浜市大茂亥町 313⁴</td></tr><tr><td>9 長浜市立湖北病院⁴</td><td>長浜市木之本町黒田 1221⁴</td></tr><tr><td>10 一般社団法人滋賀県医師会⁴</td><td>栗東市総一丁目 10-7⁴</td></tr><tr><td>11 一般社団法人滋賀県薬剤師会⁴</td><td>草津市笠山七丁目 4-52⁴</td></tr><tr><td>12 公益社団法人滋賀県看護協会⁴</td><td>草津市大路二丁目 11-51⁴</td></tr><tr><td>13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会⁴</td><td>大津市長等一丁目 1-35⁴</td></tr><tr><td>14 日本赤十字社滋賀県支部⁴</td><td>大津市京町四丁目 3-38⁴</td></tr><tr><td>15 滋賀県立総合病院⁴</td><td>守山市守山五丁目 4-30⁴</td></tr></tbody></table>	区 分 ⁴	機関名 ⁴	所 在 地 ⁴	原子力災害拠点病院 ⁴	1 長浜赤十字病院【基幹】 ⁴	長浜市宮前町 14-7 ⁴	2 大津赤十字病院 ⁴	大津市長等一丁目 1-35 ⁴	3 滋賀医科大学医学部附属病院 ⁴	大津市瀬田月輪町 ⁴	原子力災害医療協力機関 ⁴	1 市立大津市民病院 ⁴	大津市本宮二丁目 9-9 ⁴	2 淡海医療センター ⁴	草津市矢橋町 1660 ⁴	3 済生会滋賀県病院 ⁴	栗東市大橋二丁目 4-1 ⁴	4 公立甲賀病院 ⁴	甲賀市水口町松尾 1256 ⁴	5 近江八幡市立総合医療センター ⁴	近江八幡市土田町 1379 ⁴	6 彦根市立病院 ⁴	彦根市八坂町 1882 ⁴	7 高島市民病院 ⁴	高島市勝野 1667 ⁴	8 市立長浜病院 ⁴	長浜市大茂亥町 313 ⁴	9 長浜市立湖北病院 ⁴	長浜市木之本町黒田 1221 ⁴	10 一般社団法人滋賀県医師会 ⁴	栗東市総一丁目 10-7 ⁴	11 一般社団法人滋賀県薬剤師会 ⁴	草津市笠山七丁目 4-52 ⁴	12 公益社団法人滋賀県看護協会 ⁴	草津市大路二丁目 11-51 ⁴	13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会 ⁴	大津市長等一丁目 1-35 ⁴	14 日本赤十字社滋賀県支部 ⁴	大津市京町四丁目 3-38 ⁴	15 滋賀県立総合病院 ⁴	守山市守山五丁目 4-30 ⁴	・令和7年 10 月9日登録
区 分 ⁴	機関名 ⁴	所 在 地 ⁴																																																																																	
原子力災害拠点病院 ⁴	1 長浜赤十字病院【基幹】 ⁴	長浜市宮前町 14-7 ⁴																																																																																	
	2 大津赤十字病院 ⁴	大津市長等一丁目 1-35 ⁴																																																																																	
	3 滋賀医科大学医学部附属病院 ⁴	大津市瀬田月輪町 ⁴																																																																																	
原子力災害医療協力機関 ⁴	1 市立大津市民病院 ⁴	大津市本宮二丁目 9-9 ⁴																																																																																	
	2 淡海医療センター ⁴	草津市矢橋町 1660 ⁴																																																																																	
	3 済生会滋賀県病院 ⁴	栗東市大橋二丁目 4-1 ⁴																																																																																	
	4 公立甲賀病院 ⁴	甲賀市水口町松尾 1256 ⁴																																																																																	
	5 近江八幡市立総合医療センター ⁴	近江八幡市土田町 1379 ⁴																																																																																	
	6 彦根市立病院 ⁴	彦根市八坂町 1882 ⁴																																																																																	
	7 高島市民病院 ⁴	高島市勝野 1667 ⁴																																																																																	
	8 市立長浜病院 ⁴	長浜市大茂亥町 313 ⁴																																																																																	
	9 長浜市立湖北病院 ⁴	長浜市木之本町黒田 1221 ⁴																																																																																	
	10 一般社団法人滋賀県医師会 ⁴	栗東市総一丁目 10-7 ⁴																																																																																	
	11 一般社団法人滋賀県薬剤師会 ⁴	草津市笠山七丁目 4-52 ⁴																																																																																	
	12 公益社団法人滋賀県看護協会 ⁴	草津市大路二丁目 11-51 ⁴																																																																																	
	13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会 ⁴	大津市長等一丁目 1-35 ⁴																																																																																	
	14 日本赤十字社滋賀県支部 ⁴	大津市京町四丁目 3-38 ⁴																																																																																	
区 分 ⁴	機関名 ⁴	所 在 地 ⁴																																																																																	
原子力災害拠点病院 ⁴	1 長浜赤十字病院【基幹】 ⁴	長浜市宮前町 14-7 ⁴																																																																																	
	2 大津赤十字病院 ⁴	大津市長等一丁目 1-35 ⁴																																																																																	
	3 滋賀医科大学医学部附属病院 ⁴	大津市瀬田月輪町 ⁴																																																																																	
原子力災害医療協力機関 ⁴	1 市立大津市民病院 ⁴	大津市本宮二丁目 9-9 ⁴																																																																																	
	2 淡海医療センター ⁴	草津市矢橋町 1660 ⁴																																																																																	
	3 済生会滋賀県病院 ⁴	栗東市大橋二丁目 4-1 ⁴																																																																																	
	4 公立甲賀病院 ⁴	甲賀市水口町松尾 1256 ⁴																																																																																	
	5 近江八幡市立総合医療センター ⁴	近江八幡市土田町 1379 ⁴																																																																																	
	6 彦根市立病院 ⁴	彦根市八坂町 1882 ⁴																																																																																	
	7 高島市民病院 ⁴	高島市勝野 1667 ⁴																																																																																	
	8 市立長浜病院 ⁴	長浜市大茂亥町 313 ⁴																																																																																	
	9 長浜市立湖北病院 ⁴	長浜市木之本町黒田 1221 ⁴																																																																																	
	10 一般社団法人滋賀県医師会 ⁴	栗東市総一丁目 10-7 ⁴																																																																																	
	11 一般社団法人滋賀県薬剤師会 ⁴	草津市笠山七丁目 4-52 ⁴																																																																																	
	12 公益社団法人滋賀県看護協会 ⁴	草津市大路二丁目 11-51 ⁴																																																																																	
	13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会 ⁴	大津市長等一丁目 1-35 ⁴																																																																																	
	14 日本赤十字社滋賀県支部 ⁴	大津市京町四丁目 3-38 ⁴																																																																																	
	15 滋賀県立総合病院 ⁴	守山市守山五丁目 4-30 ⁴																																																																																	
第3章 緊急事態応急対策																																																																																			
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保																																																																																			
42	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 2 警戒事態が発生した場合 (2) (略) (注)施設敷地緊急事態要避難者	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 2 警戒事態が発生した場合 (2) (略) (注)施設敷地緊急事態要避難者	・災害対策基本法の改正 (令和7年法律第 51 号)に伴う号の繰り下げ																																																																																

頁	修正前	修正後	修正理由
42	施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。 ア 要配慮者(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第8条第2項第 15 号に規定する要配慮者をいう。)(イまたはウに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの	施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。 ア 要配慮者(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第8条第2項第 17 号に規定する要配慮者をいう。)(イまたはウに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの	
第3節 活動体制の確立			
47	第1 動員体制 職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。 (略)	第1 動員体制 <u>1 動員配備の基準</u> 職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。 (略)	・複合災害発生時において先発災害への対応が長期化した場合などにおける要員不足への対応
48	(新規)	<u>2 地方本部職員の応援</u> <u>自然災害の後に原子力災害が発生する複合災害の場合など、地方本部にあっては、先発災害への対応の他緊急時モニタリングの実施や避難中継所の運営、必要に応じて代替庁舎への移転等の対応が加わり、それら応急対策の実施に当たって人員が不足するときは、地方本部は、県本部に応援要請するものとする。</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由																
52	第9 (略) 4 派遣要請の手続 (4)派遣要請先 <table><tr><th>派遣要請先</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)</td><td>072-782-0001 【内線：2259】</td></tr><tr><td>海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） (京都府舞鶴市余部下1190)</td><td>0773-62-2250 【内線：2222】</td></tr><tr><td>航空自衛隊中部航空方面隊司令官（連絡窓口：防衛部） (埼玉県狭山市稲荷山丁目3番地)</td><td>042-953-6131 【内線：2233】</td></tr></table> (注) 陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3 戦車大隊第3係（高島市今津町今津平郷国有地 TEL0740-22-2581【内線 235】）を窓口として要請する。 また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3 戦車大隊に通報するものとする。	派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】	航空自衛隊中部航空方面隊司令官（連絡窓口：防衛部） (埼玉県狭山市稲荷山丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】	第9 (略) 4 派遣要請の手続 (4)派遣要請先 <table><tr><th>派遣要請先</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)</td><td>072-782-0001 【内線：2259】</td></tr><tr><td>海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） (京都府舞鶴市余部下1190)</td><td>0773-62-2250 【内線：2222】</td></tr><tr><td>航空自衛隊中部航空方面隊司令官（連絡窓口：防衛部） (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)</td><td>042-953-6131 【内線：2233】</td></tr></table> (注) 陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3 偵察戦闘大隊第3係（高島市今津町今津平郷国有地 TEL0740-22-2581【内線 235】）を窓口として要請する。 また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3 偵察戦闘大隊に通報するものとする。	派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】	航空自衛隊中部航空方面隊司令官（連絡窓口：防衛部） (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】	・誤記の修正
派遣要請先	電話番号																		
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】																		
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】																		
航空自衛隊中部航空方面隊司令官（連絡窓口：防衛部） (埼玉県狭山市稲荷山丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】																		
派遣要請先	電話番号																		
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】																		
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】																		
航空自衛隊中部航空方面隊司令官（連絡窓口：防衛部） (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】																		
第5節 避難、屋内退避等の防護措置																			
56	第1 計画の方針 原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OILと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。 原子力事業所において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。 原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。 それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ(必要に応じてそれ以遠も含む。)内で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合	第1 計画の方針 原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OILと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。 原子力事業所において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。 原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。 それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ(必要に応じてそれ以遠も含む。)で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合	・原子力災害対策指針の改正による																

頁	修正前	修正後	修正理由
56	合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。 この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。 (略)	わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。 この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。 (略)	
59	第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施 1 県は、警戒事態発生時には、<u>UPZ内</u>に滞在する一時滞在者に帰宅を呼びかけるよう関係周辺市に連絡する。 2 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請または独自の判断により、<u>UPZ内</u>における屋内退避の準備を開始するよう関係周辺市に連絡する。 3 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の要請または独自の判断により、関係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、<u>UPZ外の市町に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請ならびに必要な応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u> <u>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示およ</u>	第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施 1 県は、警戒事態発生時には、<u>UPZ</u>に滞在する一時滞在者に帰宅を呼びかけるよう関係周辺市に連絡する。 2 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請または独自の判断により、<u>UPZ</u>における屋内退避の準備を開始するよう関係周辺市に連絡する。 3 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の要請または独自の判断により、関係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請する。<u>なお、原子力災害対策指針では、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や、住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できるものとされている。</u> <u>また、屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として国が行い、それ以降は日々行うものとされている。</u>	・原子力災害対策指針の改正により、屋内退避の運用について明記されたことを踏まえた修正

頁	修正前	修正後	修正理由
59	<u>び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、もしくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。</u> (新規)	<u>4 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、UPZ外の市町に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請および必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u>	
60	4 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。 (新規)	<u>5 国は、放射性物質が放出された後は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。</u> <u>6 国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないことおよび既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の解除を行うこととされている。</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
60	(新規) <u>5</u> 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、輸送すべき人ならびに輸送すべき場所および期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。 なお、県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該輸送を行うべきことを指示するものとする。 <u>6</u> 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モ	<u>7</u> 県は、物資の不足等により屋内退避中の生活の維持に困難を伴う場合など、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、もしくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、<u>住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。</u> <u>8</u> 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、輸送すべき人ならびに輸送すべき場所および期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。 なお、県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該輸送を行うべきことを指示するものとする。 <u>9</u> 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタ	

頁	修正前	修正後	修正理由
60	ニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。 <u>7</u> 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示す。 <u>8</u> 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他の市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。 <u>9</u> 県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。	リング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。 <u>10</u> 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示す。 <u>11</u> 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他の市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。 <u>12</u> 県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。	
61	また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結	また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結	

頁	修正前	修正後	修正理由
61	果、気象情報等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。 その際、関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡するものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書(中部9県1市)」に基づき、応援要請を行う。 なお、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。 10 県は、災害の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとする。 11 県は、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。	果、気象情報等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。 その際、関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡するものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書(中部9県1市)」に基づき、応援要請を行う。 なお、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。 13 県は、災害の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとする。 14 県は、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。	
61	第5 避難所等 5 各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点に配慮する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室	第5 避難所等 5 各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点に配慮する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、	・男性が被害者となるケースもあるため

頁	修正前	修正後	修正理由
62	(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 また、<u>女性や子ども等に対する</u>性暴力・DVの発生を防止するため、<u>女性や子ども等の</u>安全に配慮するよう努めるものとする。<u>また</u>、警察、病院、<u>女性</u>支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 また、性暴力・DVの発生を防止するため、安全に配慮するよう努めるものと<u>し</u>、警察、病院、支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	
第8節 救助・救急対策計画			
67	<u>(新規)</u>	<u>第4 活動調整会議の設置</u> <u>県は、緊急消防援助隊の応援を要請し、かつ消防応援活動調整本部を設置した場合、消防の応援等の総合調整を行うことから、広域的支援部隊(緊急消防援助隊、警察災害派遣隊および自衛隊災害派遣部隊など)の派遣を要請した場合、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的に災害対策本部に活動調整会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。</u> <u>また、救助機関が相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動調整会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るものとする。なお、活動調整会議については、必要に応じて市町災害対策本部に設置される市町の活動調整会議や災害現場における現地合同調整所から情報を得て、活動調整を行うものとする。</u>	・防災基本計画に規定される「活動調整会議」を本県でも位置付ける方針となったことを受けた対応

頁	修正前	修正後	修正理由																																
78	(別添 1) 表 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (敦賀発電所 2 号炉) <table border="1"> <tr> <td colspan="3">(長浜市地域)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>1</td><td>長浜市</td><td>小谷上山田町</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> (略) <table border="1"> <tr> <td>57</td><td>高島市</td><td>安曇川町上古賀</td><td></td></tr> </table> (略) 注：<u>大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</u>	(長浜市地域)			備考	1	長浜市	小谷上山田町						57	高島市	安曇川町上古賀		(別添 1) 表 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (敦賀発電所 2 号炉) <table border="1"> <tr> <th>No.</th><th>市名</th><th>町丁大字名</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>長浜 1</td><td>長浜市</td><td>小谷上山田町</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> (略) <table border="1"> <tr> <td>高島 57</td><td>高島市</td><td>安曇川町上古賀の一部</td><td>UPZ に地域コミュニティなし(注)</td></tr> </table> (略) 注：<u>地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。</u>	No.	市名	町丁大字名	備考	長浜 1	長浜市	小谷上山田町						高島 57	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZ に地域コミュニティなし(注)	・記載の適正化
(長浜市地域)			備考																																
1	長浜市	小谷上山田町																																	
57	高島市	安曇川町上古賀																																	
No.	市名	町丁大字名	備考																																
長浜 1	長浜市	小谷上山田町																																	
高島 57	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZ に地域コミュニティなし(注)																																
83	表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所3号炉、<u>高速増殖原型炉もんじゅ</u>) <table border="1"> <tr> <td colspan="3">(長浜市地域)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>1</td><td>長浜市</td><td>小谷上山田町</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> (略)	(長浜市地域)			備考	1	長浜市	小谷上山田町						表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所3号炉) <table border="1"> <tr> <th>No.</th><th>市名</th><th>町丁大字名</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>長浜 1</td><td>長浜市</td><td>小谷上山田町</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> (略)	No.	市名	町丁大字名	備考	長浜 1	長浜市	小谷上山田町						・原子力規制委員会告示の一部改正により高速増殖炉もんじゅに係る県内の UPZ を削除								
(長浜市地域)			備考																																
1	長浜市	小谷上山田町																																	
No.	市名	町丁大字名	備考																																
長浜 1	長浜市	小谷上山田町																																	

頁	修正前	修正後	修正理由																																			
87	(略) <table><tr><td>60</td><td>高島市</td><td>朽木麻生</td></tr></table> (略) <table><tr><td>70</td><td>高島市</td><td>安曇川町南古賀の一部 <u>(対象区なし) (注)</u></td></tr><tr><td>71</td><td>高島市</td><td>安曇川町田中の一部 <u>(泰山時区自治会のみ)</u></td></tr><tr><td>72</td><td>高島市</td><td>武曽横山の一部 <u>(対象区なし) (注)</u></td></tr><tr><td>73</td><td>高島市</td><td>新旭町安井川の一部 <u>(川原市区自治会を除く)</u></td></tr></table> (略) 注：<u>大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</u>	60	高島市	朽木麻生	70	高島市	安曇川町南古賀の一部 <u>(対象区なし) (注)</u>	71	高島市	安曇川町田中の一部 <u>(泰山時区自治会のみ)</u>	72	高島市	武曽横山の一部 <u>(対象区なし) (注)</u>	73	高島市	新旭町安井川の一部 <u>(川原市区自治会を除く)</u>	(略) <table><tr><td>高島 60</td><td>高島市</td><td>朽木麻生<u>の一部</u></td><td><u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u></td></tr></table> (略) <table><tr><td>高島 70</td><td>高島市</td><td>安曇川町南古賀の一部</td><td><u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u></td></tr><tr><td>高島 71</td><td>高島市</td><td>安曇川町田中の一部</td><td><u>泰山時区自治会のみ</u></td></tr><tr><td>高島 72</td><td>高島市</td><td>武曽横山の一部</td><td><u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u></td></tr><tr><td>高島 73</td><td>高島市</td><td>新旭町安井川の一部</td><td><u>川原市区自治会を除く</u></td></tr></table> (略) 注：<u>地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。</u>	高島 60	高島市	朽木麻生 <u>の一部</u>	<u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u>	高島 70	高島市	安曇川町南古賀の一部	<u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u>	高島 71	高島市	安曇川町田中の一部	<u>泰山時区自治会のみ</u>	高島 72	高島市	武曽横山の一部	<u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u>	高島 73	高島市	新旭町安井川の一部	<u>川原市区自治会を除く</u>	・記載の適正化
60	高島市	朽木麻生																																				
70	高島市	安曇川町南古賀の一部 <u>(対象区なし) (注)</u>																																				
71	高島市	安曇川町田中の一部 <u>(泰山時区自治会のみ)</u>																																				
72	高島市	武曽横山の一部 <u>(対象区なし) (注)</u>																																				
73	高島市	新旭町安井川の一部 <u>(川原市区自治会を除く)</u>																																				
高島 60	高島市	朽木麻生 <u>の一部</u>	<u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u>																																			
高島 70	高島市	安曇川町南古賀の一部	<u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u>																																			
高島 71	高島市	安曇川町田中の一部	<u>泰山時区自治会のみ</u>																																			
高島 72	高島市	武曽横山の一部	<u>UPZ に地域コミュニティなし(注)</u>																																			
高島 73	高島市	新旭町安井川の一部	<u>川原市区自治会を除く</u>																																			

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																
88	表3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (大飯発電所3、4号炉) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(高島市地域)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高島市</td> <td>今津町角川</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>高島市</td> <td>朽木荒川</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>高島市</td> <td>朽木平良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>高島市</td> <td>朽木古川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町上古賀</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注：<u>大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</u>	(高島市地域)			備考	1	高島市	今津町角川		(略)				8	高島市	朽木荒川		(略)				18	高島市	朽木平良		19	高島市	朽木古川		20	高島市	安曇川町上古賀		表3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (大飯発電所3、4号炉) <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>市名</th> <th>町丁大字名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高島1</td> <td>高島市</td> <td>今津町角川</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>高島8</td> <td>高島市</td> <td>朽木荒川の一部</td> <td>UPZに地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>高島18</td> <td>高島市</td> <td>朽木平良の一部</td> <td>UPZに地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td>高島19</td> <td>高島市</td> <td>朽木古川の一部</td> <td>UPZに地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td>高島20</td> <td>高島市</td> <td>安曇川町上古賀の一部</td> <td>UPZに地域コミュニティなし(注)</td> </tr> </tbody> </table> 注：<u>地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。</u>	No.	市名	町丁大字名	備考	高島1	高島市	今津町角川		(略)				高島8	高島市	朽木荒川の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)	(略)				高島18	高島市	朽木平良の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)	高島19	高島市	朽木古川の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)	高島20	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)	・記載の適正化
(高島市地域)			備考																																																																
1	高島市	今津町角川																																																																	
(略)																																																																			
8	高島市	朽木荒川																																																																	
(略)																																																																			
18	高島市	朽木平良																																																																	
19	高島市	朽木古川																																																																	
20	高島市	安曇川町上古賀																																																																	
No.	市名	町丁大字名	備考																																																																
高島1	高島市	今津町角川																																																																	
(略)																																																																			
高島8	高島市	朽木荒川の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)																																																																
(略)																																																																			
高島18	高島市	朽木平良の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)																																																																
高島19	高島市	朽木古川の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)																																																																
高島20	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)																																																																
89	表4 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (高浜発電所) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(高島市地域)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高島市</td> <td>朽木小入谷(対象区なし)(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高島市</td> <td>朽木生杉(対象区なし)(注)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注：<u>大字内の一部地域はUPZとなっているが、その区域内に住民は居住していない。</u>	(高島市地域)			備考	1	高島市	朽木小入谷(対象区なし)(注)		2	高島市	朽木生杉(対象区なし)(注)		表4 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (高浜発電所) <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>市名</th> <th>町丁大字名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高島1</td> <td>高島市</td> <td>朽木小入谷の一部</td> <td>UPZに地域コミュニティなし(注)</td> </tr> <tr> <td>高島2</td> <td>高島市</td> <td>朽木生杉の一部</td> <td>UPZに地域コミュニティなし(注)</td> </tr> </tbody> </table> 注：<u>地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。</u>	No.	市名	町丁大字名	備考	高島1	高島市	朽木小入谷の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)	高島2	高島市	朽木生杉の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)	・記載の適正化																																								
(高島市地域)			備考																																																																
1	高島市	朽木小入谷(対象区なし)(注)																																																																	
2	高島市	朽木生杉(対象区なし)(注)																																																																	
No.	市名	町丁大字名	備考																																																																
高島1	高島市	朽木小入谷の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)																																																																
高島2	高島市	朽木生杉の一部	UPZに地域コミュニティなし(注)																																																																

頁	修正前	修正後	修正理由																		
90	(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて ※原子力災害対策指針(令和5年 11 月1日)に示される各発電所の該当 EAL は以下のとおり (略) <table><tr><td rowspan="3">美浜発電所</td><td>1号機</td><td>9. 原子炉の運転等のための施設</td></tr><tr><td>2号機</td><td>9. 原子炉の運転等のための施設</td></tr><tr><td>3号機</td><td>1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td></tr></table> (略) <table><tr><td>もんじゅ</td><td>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにおいては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</td></tr></table>	美浜発電所	1号機	9. 原子炉の運転等のための施設	2号機	9. 原子炉の運転等のための施設	3号機	1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	もんじゅ	7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにおいては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの	(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて ※原子力災害対策指針(令和7年 10 月3日)に示される各発電所の該当 EAL は以下のとおり (略) <table><tr><td rowspan="3">美浜発電所</td><td>1号機</td><td>9. 原子炉の運転等のための施設</td></tr><tr><td>2号機</td><td>9. 原子炉の運転等のための施設</td></tr><tr><td>3号機</td><td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td></tr></table> (略) <table><tr><td>もんじゅ</td><td>9. 原子炉の運転等のための施設</td></tr></table>	美浜発電所	1号機	9. 原子炉の運転等のための施設	2号機	9. 原子炉の運転等のための施設	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	もんじゅ	9. 原子炉の運転等のための施設	・原子力災害対策指針の改正による ・誤記の修正 ・原子力規制委員会告示の一部改正による
美浜発電所	1号機		9. 原子炉の運転等のための施設																		
	2号機		9. 原子炉の運転等のための施設																		
	3号機	1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																			
もんじゅ	7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにおいては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの																				
美浜発電所	1号機	9. 原子炉の運転等のための施設																			
	2号機	9. 原子炉の運転等のための施設																			
	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																			
もんじゅ	9. 原子炉の運転等のための施設																				
92	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <table><tr><td>敷地緊急事態を判断するEAL</td></tr><tr><td>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</td></tr></table> (略)	敷地緊急事態を判断するEAL	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するEAL</td></tr><tr><td>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</td></tr></table> (略)	施設敷地緊急事態を判断するEAL	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	・誤記の修正														
敷地緊急事態を判断するEAL																					
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。																					
施設敷地緊急事態を判断するEAL																					
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。																					

頁	修正前	修正後	修正理由
94	5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの 警戒事態を判断するEAL （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。） ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの 警戒事態を判断するEAL ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・原子力災害対策指針の改正による

頁	修正前	修正後	修正理由												
-	7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの <table><tr><td>警戒事態を判断する EAL (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断する EAL (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <table><tr><td>全面緊急事態を判断する EAL (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	警戒事態を判断する EAL (略)	(略)	(略)	(略)	施設敷地緊急事態を判断する EAL (略)	(略)	(略)	(略)	全面緊急事態を判断する EAL (略)	(略)	(略)	(略)	(削除)	・もんじゅに係る各緊急事態区分を判断するEALの枠組みが7. から9. に変更となり、7. に該当する原子力事業所がなくなったため
警戒事態を判断する EAL (略)	(略)														
(略)	(略)														
施設敷地緊急事態を判断する EAL (略)	(略)														
(略)	(略)														
全面緊急事態を判断する EAL (略)	(略)														
(略)	(略)														

頁	修正前	修正後	修正理由
95	9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。） 警戒事態を判断するEAL （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。） ① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。） 警戒事態を判断するEAL ① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・原子力災害対策指針の改正による